

スマイルロード整備事業の進め方

「スマイルロード整備事業」では、申請書をご提出いただく前に整備の可否について、事前に調査を行いますので、申請をご検討中の方は、道路維持課まで事前相談にお越しくださいますようお願いいたします。

申請を受けた後に、申請書に基づいて内容審査を行います。審査を受けた事業については、現地調査を実施し、次の要件が満足されているかを確認いたします。

○スマイルロード整備事業を実施する際の条件

- ・ 道路境界が確定していること。U字側溝を整備する際は、必須の条件となります。
- ・ 道路排水の放流が可能なこと。
- ・ 沿道の関係者全員の承諾が得られていること。
- ・ 下水道、上水道、ガスなどの道路掘削工事予定が無いこと。
- ・ ブロック塀などの私有構造物等が道路上に無いこと。

事業着手にあたっては、上記の要件が満足されていることが確認された後、建設事務所ごとの申請書の受付順を基本として着手いたします。

ただし、道路の利用状況、路面の損傷度合い等から順位が変動する場合がありますのでご了承ください。

